



11月25日(日)は四日市市長選挙の投票日です

選挙の主な日程	
選挙期日の告示日	11月18日(日)
投票開票	11月25日(日)
入場券の郵送開始	11月15日(木)ごろ
選挙公報の配布開始	11月19日(月)ごろ
期日前投票の期間	11月19日(月)～24日(土)

私たち一人ひとりが未来の四日市市を考え、未来を託す候補者への投票をお願いします。

◆ 政策や政見は、「選挙公報」で！

私たちの代表を選ぶためには、候補者の政策などを知ることが大切です。
選挙公報が11月19日ごろから配布されますので、参考にしてください。
もし、お手元に届かないときは、四日市市選挙管理委員会、お住まいの地区の
地区市民センター（中部を除く）または楠総合支所へお問い合わせください。





©四日市市選挙管理委員会GY

11月25日(日)は四日市市長選挙の投票日です 投票時間は午前7時から午後8時まで

●投票できる人は？

投票できる人は、四日市市の選挙人名簿登録者です。登録要件としては、日本国籍を有し、平成4年11月26日以前に生まれた人で、平成24年8月17日以前から引き続き市内に住所がある人です。

●転居をしたらどうなるの？

最近、引越しをされた人は、住民票の届け出の日により、投票場所は下の表の通りになります。

異動の別	届け出の日	投票場所
四日市市外から転入	平成24年8月17日以前	現在の住所地の投票所
	平成24年8月18日以後	投票できません
四日市市外へ転出	期日前投票をする前、もしくは投票日までに届け出	
四日市市内で転居	平成24年11月6日以前	新しい住所地の投票所
	平成24年11月7日以後	前の住所地の投票所（注）

（注）前の住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です

●今回は、電子投票ではありません

前回、前々回は電子投票でしたが、今回は紙に候補者名を自書していただく投票方法です。

●代理投票・点字投票は係員にお申し出を

身体が不自由などのため、投票所で投票用紙に文字を記入できない人は、投票所の係員にお申し出ください。係員が代筆します。付き添いの人は代筆できませんのでご了承ください。

また、点字で投票される人も、投票所の係員にお申し出ください。

※一人で投票所へお越しになるのが困難な人（視覚障害1・2級の身体障害者手帳をお持ちの人など）については、同行援護などを利用できる場合があります。詳しくは、障害福祉課（☎354-8527）へお問い合わせください。なお、通常の障害福祉サービスなどと同様、利用料金が発生する場合がありますのでご注意ください。

また、介護保険の訪問介護（外出介助）を利用している人は、投票の際に利用できる場合があります。利用にあたっては、ケアプランに位置づける必要があるため、担当のケアマネジャーにご相談ください。なお、通常の介護サービス同様、利用料金が発生しますのでご注意ください。

●即日開票されます

開票は、11月25日(日)午後9時30分から中央緑地体育館で行われます。

四日市市在住で選挙権を有する人であれば、どなたでも参観することができます。

開票速報は、午後10時30分ごろから開票所に随時掲載していく予定です。また、四日市市選挙管理委員会のホームページ（<http://www.city.yokkaichi.mie.jp/senkyo/index.html>）にも掲載します。

投票へ行く前に、投票所の確認を！



©四日市市選挙管理委員会GY

投票所入場券は、11月15日ごろから世帯ごとに郵送します。封筒には、同じ世帯の有権者全員の入場券が入っています。届きましたら、全員分が入っているかお確かめください。

また、入場券には投票所が書いてあります。自分の投票所をご確認の上、投票日にはご自分の入場券を持って所定の投票所へお出かけください。入場券に記載されている投票所以外では投票できませんのでご注意ください。

●羽津地区と三重地区の一部の地域では、投票所が変わります

投票所が新たに2つ設置されたため、該当地域にお住まいの人は投票所が変更になります。投票所入場券でご確認ください。

対象となる方の住所	投票所
緑丘町、山手町、別名一丁目、別名二丁目、別名三丁目、別名四丁目、大字羽津の一部	羽津中学校
小杉町、小杉一丁目	小杉町公会所

●投票所一覧

投票区	投票所	投票区	投票所	投票区	投票所
中央第一	中部中学校	内部第一	内部地区市民センター	富田第三	富田中学校
中央第二	中部西小学校	内部第二	内部中学校	富洲原第一	富田一色公会堂
中央第三	旧納屋小学校(なやプラザ)	小古曽	中堀町公会所	富洲原第二	天力須賀公会堂
中央第四	浜田小学校	小山田	小山田小学校	富洲原第三	松原公会堂
中央第五	中央小学校	水沢	水沢小学校	大矢知第一	大矢知興譲小学校
常磐第一	常磐小学校	桜	桜小学校	大矢知第二	大矢知保育園
常磐第二	常磐西小学校	桜台	桜台小学校	八郷	八郷小学校
常磐第三	ときわ保育園	桜花台	桜花台コミュニティセンター	八郷西	八郷西小学校
四郷第一	四郷小学校	川島第一	かわしまふれあいセンター	下野	下野中央保育園
四郷第二	四郷保育園	川島第二	三滝台公会所	あさけが丘	あさけが丘中央集会所
笹川東	笹川東小学校	楠第一	楠総合支所	保々	保々保育園
笹川西	笹川西小学校	楠第二	楠福祉会館	県	県小学校
高花平	高花平中央集会所	西橋北	西橋北小学校	神前第一	神前保育園
日永第一	日永小学校	東橋北	東橋北小学校	神前第二	尾平町集落センター
日永第二	南中学校	海蔵第一	海蔵小学校	三重第一	三重地区市民センター
日永第三	大瀬古町公会所	海蔵第二	海蔵保育園	三重第二	坂部が丘集会所
塩浜第一	塩浜地区市民センター	羽津第一	羽津小学校	三重第三	三重西小学校
塩浜第二	塩浜西保育園	羽津第二	羽津北小学校	大谷台	大谷台小学校
磯津	磯津町集会所	羽津第三	羽津中学校	小杉	小杉町公会所
三浜	三浜小学校	富田第一	富田小学校		
河原田	河原田小学校	富田第二	東富田会館		

★各投票所は、施設の立地条件などから駐車場設備が十分ではないところがあります。マナーを守って、路上駐車などは控えましょう。ご理解・ご協力をお願いします

入場券表面見本

四日市市長選挙 投票所入場券 投票日 平成24年11月25日(日)
 時間：午前7時から午後8時まで

投票所の地図
 ○○町○○番地 ○○小学校体育館

〒999-9999
 四日市市○○町○○番地
 ○○ ○○様

.....

バーコード

投票区	○○○○○	名簿番号	999-99
備考			

この入場券は、必ずご本人が投票所へご持参ください。

名前をお確かめの上、ご自分の入場券をお持ちください

※裏面は、期日前投票の際に使用するものですので、当日、投票所に行かれる場合は、記入の必要はありません

あなたが投票することができる投票所の名称・所在地・付近の略図です。他の投票所では投票できませんので、必ずご確認ください

●入場券をなくしても、資格があれば投票できます

投票日までに入場券が届かなかったり、なくしたりしたときでも、選挙人名簿に登録されていることが投票所で確認できれば投票することができます。

なお、運転免許証や保険証など本人であることを証明できるものがあれば、手続きが早く済みます。入場券をお持ちでない場合は、これらを持って、当日、所定の投票所へお出かけください。



©四日市市選挙管理委員会GY

投票日当日に投票に行けない人でも投票ができます

◆期日前投票制度

下記のような理由で投票日当日に投票所へ行くことができない人は、事前に投票ができます。

- ①投票日当日に職務・業務などに従事する人
- ②妊娠などの理由で投票日に投票できない人
- ③投票日当日に冠婚葬祭の予定のある人
- ④投票日当日に出張・旅行の予定のある人 など

●期日前投票所一覧

投票期間	11月19日(月)～24日(土)
投票時間	午前8時30分～午後8時(期間中の土曜・祝日も投票できます)
総合会館 (市役所西隣) 諏訪町2番2号 	三重北勢健康増進センター (ヘルスプラザ)塩浜町1番地11
防災教育センター (北消防署敷地内) 富田二丁目4番15号 	中消防署中央分署 (国道477号バイパス沿い)曾井町391番地2

★総合会館へお車で越しの人は、「くすの木パーキング」または「市営中央駐車場」をご利用ください。30分の無料駐車券をお渡しします。総合会館以外の施設は、各施設敷地内の駐車場をご利用ください。マナーを守って、路上駐車などは控えていただきますようお願いします

●期日前投票には、宣誓書の記入が必要です

期日前投票の際には、当日投票に行けない理由を必ず宣誓書に記入していただく必要があります。宣誓書は、期日前投票所でご記入いただくこともできますが、今回から入場券の裏面にも印刷してあります。あらかじめ記入して期日前投票所へお持ちいただくと、手続きが早く済みます。

入場券裏面見本

期日前投票宣誓書・請求書

該当する事由に○を付けてください

私は、平成24年11月25日執行の四日市市長選挙の当日、右記の事由に該当する見込みですので、記載内容が事実と相違ないことを誓い、併せて投票用紙等の交付を請求します。

平成 24 年 11 月 日

現住所 四日市市

電話番号

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

氏名

次の1から5のいずれかに○を付してください。

1	ア 仕事 イ 学業 ウ 地域行事の役員 エ 本人又は親族の冠婚葬祭 オ その他 ()	} に従事	
2	1以外の用事又は事故のため、 ア 本市以外 イ 本市内 ()		} に外出・旅行 ・滞在
3	ア 疫病、負傷、出産、身体障害のため歩行困難 イ 刑事施設等に収容		
4	交通至難の島等 () に居住・滞在		
5	住所移転のため、本市以外に居住		

期日前投票する日付をご記入ください

正確に記入してください

押印は不要です

※当日、投票所に行かれる場合は、記入の必要はありません

◆不在者投票制度

下記のような場合は、滞在先の選挙管理委員会や不在者投票のできる施設として指定された病院・老人ホームなどで投票ができます。

●仕事や学業などで四日市市以外の市区町村に長期滞在している人

選挙の期間中、四日市市以外の市区町村に長期滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会にて不在者投票ができます。四日市市選挙管理委員会へ投票用紙など必要な書類をご請求ください。なお、手続きを郵送などで行うため、一定の日数を要します。余裕をもって手続きをしてください。

●指定病院などに入院している人

三重県選挙管理委員会が指定した病院・老人ホームなどであれば、その施設内で投票ができます。病院長などにお申し出ください。

指定病院などにあたるかどうかは、当該施設または四日市市選挙管理委員会へお尋ねください。

●身体に重い障害のある人

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちの人で、次の条件に該当する場合は、郵便などを利用して自宅で投票することができます。郵便投票をするためには、事前に郵便投票証明書の交付を四日市市選挙管理委員会へ申請していただく必要がありますので、お早めに手続きをお願いします。

身体障害者手帳	障害名	障害の程度			戦傷病者手帳	障害名	障害の程度				介護保険の被保険者証	要介護状態区分
		1級	2級	3級			特別項症	第1項症	第2項症	第3項症		
	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△		両下肢、体幹の障害	○	○	○	△		「要介護5」
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	○	○	○		
	免疫の障害	○	○	○								

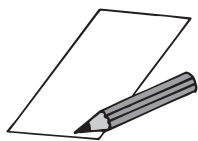
★郵便投票における代理記載制度

郵便投票をすることができる人のうち、下記に該当する場合は、あらかじめ四日市市選挙管理委員会に届け出た人（選挙権を有する人に限る）に投票の代理記載をしてもらうことができます。

代理記載には、事前に手続きが必要ですので、四日市市選挙管理委員会へお問い合わせください。

障害の種類	手帳	身体障害者手帳（記載等級）	戦傷病者手帳（記載等級）
上肢・視覚		1級	特別項症～第2項症

◆ホームページでも詳しい内容がご覧いただけます



四日市市選挙管理委員会のホームページに詳しい内容を掲載していますので、ご活用ください。

問い合わせ先：選挙管理委員会事務局 ☎354-8269 FAX359-0286

HP <http://www.city.yokkaichi.mie.jp/senkyo/index.html>